

# TPPと共済規制の行方

アメリカは何を狙っているのか

2011/09/26 東谷

- 1) TPPとは何か、改めて振り返ってみる
- 2) なぜアメリカはWTOからFTAや地域経済協定にシフトしたのか
- 3) アメリカによるFTA戦略の展開——本当に成功だったのか
- 4) TPPが持っている二つの顔、「関税の撤廃」と「金融市場の開放」
- 5) もうひとつの顔、金融サービスと投資こそが危険
- 6) 金融サービスと投資から見た日本農業のターゲット
- 7) TPPはコメ問題だという議論の危険性
- 8) TPPで「共済」が狙われるのはなぜなのか
- 9) TPPの将来を見るには、アメリカによるFTAとNAFTAを見ればよい
- 10) 米韓FTAでTPP参加後の日本を占う
- 11) まとめ

# (1) 環太平洋戦略的経済連携協定オリジナル (P 4)

## 第一章 目的

この協定は商業、経済、金融、科学、技術および協力分野をカバーする。この協定の諸利益を拡大し加速するために、加盟国によって合意が得られれば、協定は他の分野にも拡大される。

## 第二章 一般的定義

## 第三章 財の貿易

## 第四章 原産地の規則

## 第五章 税関手続き

## 第六章 貿易救済措置

## 第七章 衛生と植物検疫の措置

## 第八章 貿易にとっての技術的障壁

## 第九章 競争政策

競争の原理は民間か公共かを問わずに適用される

## 第十章 知的財産

## 第十一章 政府調達

この章の目的は、透明性、通貨の価値、オープンで効果的な競争、公正な扱い、説明責任とデュー・プロセス、そして非排除性を考慮しつつ、政府調達を行なうことの重要性を確認するためのものである。

## 第十二章 サービスの貿易

この章は、金融、……空輸には適用されない。

### 第十二条四項 内国民待遇

### 第十二条五項 最恵国待遇

### 第十二条六項 市場アクセス

## 第十三章 一時的入国

## 第十四章 透明性

## 第十五章 紛争の解決

## 第十六章 戦略的パートナーシップ

## 第十七章 政府及び制度の条項

## 第十八章 一般的条項

## 第十九章 一般的例外

### 第十九条二項 安全保障例外

## (2) 「TPP 24 作業部会」の構成

首席交渉官協議

市場アクセス (工業)	市場アクセス (繊維・衣料品)	市場アクセス <b>【農業】</b>
----------------	--------------------	-----------------------

原産地規則	貿易円滑化	SPS (衛生植物検疫)	TBT (強制規格・任意規格および適合性評価手段)
貿易救済 (セーフガード等)	政府調達	知的財産	競争政策

サービス (越境サービス)	サービス <b>【金融】</b>	サービス (電気通信)	サービス (商用関係者の移動)
------------------	---------------------	----------------	--------------------

電子商取引	<b>投資</b>	環境	労働
制度的事項	紛争解決	協力	分野的横断事項

外務省資料を参考に作成

もともとも四カ国のTPP (P4) にはなかったのに、アメリカとの「情報交換」の後に作られた「TPP 24 作業部会」に登場してきたのは「金融」と「投資」。この構成はNAFTA (北米自由貿易協定) と酷似している。

### (3) 米通商代表部の文書でみるアメリカの「狙い」

#### A) 『二〇一〇年外国貿易障壁報告書』

1) 「日本の**簡易生命保険**は依然として、日本の保険市場で支配的な力を維持している。……米国政府にとって重要な目的は、日本の国際的な義務を整合的なかたちで、日本郵政株式会社と民間セクターが同等の競争条件を確保することである。簡保会社と民間の保険会社との平等な競争条件は、競争を促進し、消費者の選択を広げ、資源配分を効率化し、経済成長を刺激するのに不可欠である」(郵政)

2) 「米国政府は、日本政府が**世界貿易機関(WTO)における輸入量**に関する約束を引き続き果たしていくことを期待している」(日本のコメについて)

3) 「民間企業にとって不公平な業務、規制、税制における優位性を共済に与えている。米政府は、公平な競争の確保や消費者保護のため、(農協) **共済**に関する規制の基準や監督を競争相手である民間企業と同じ条件にすべきと考える」(農協)

#### B) 米韓FTA

**付属文13のD** 「韓国郵政によって、公共に提供される**保険サービス**の規制は、韓国郵政が同国内における同種の民間保険サービス企業に対して、優位に立たせることを、認めるものであってはならない」

**付属文13のBのF** 「韓国の業種協同組合によって供給される**保険**は、規制によって同種の民間保険に対する競争上の優位をもたらす扱いをうけてはならない」

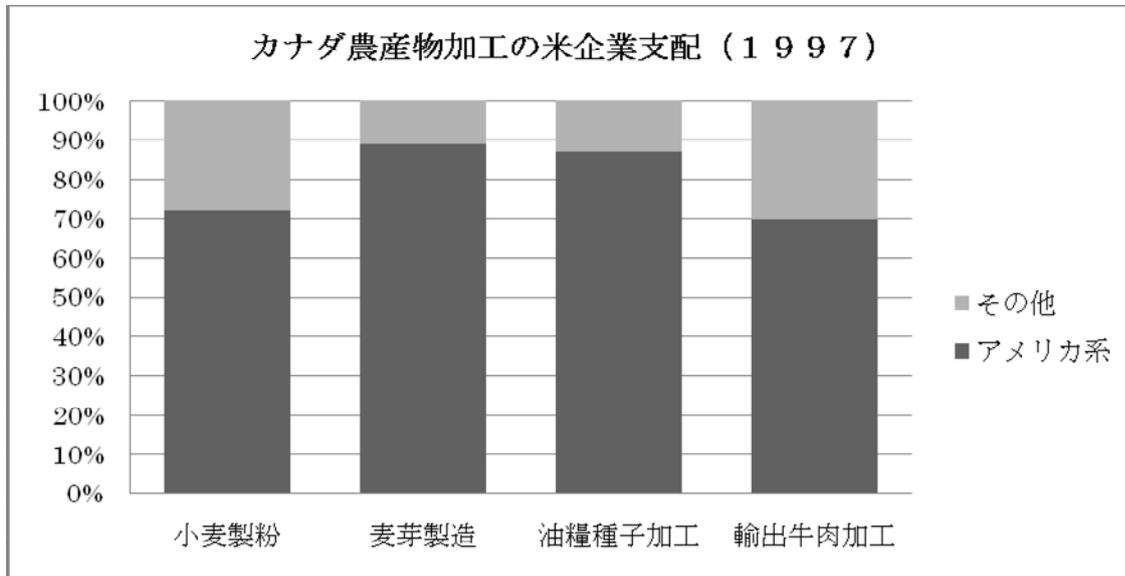
#### C) 「日本経済調和対話」

「**保険業・銀行業**における平等な条件——活気ある競争を市場にもたらすことにより、顧客選択を拡大すべく、日本郵政に与えられた競争上の優位性を完全撤廃し、業者すべてが平等な規制適用・施行を受けるようにすることにより、日本のWTO義務に則り、**対等な保険サービスおよび銀行サービスの競争条件**を確立する」

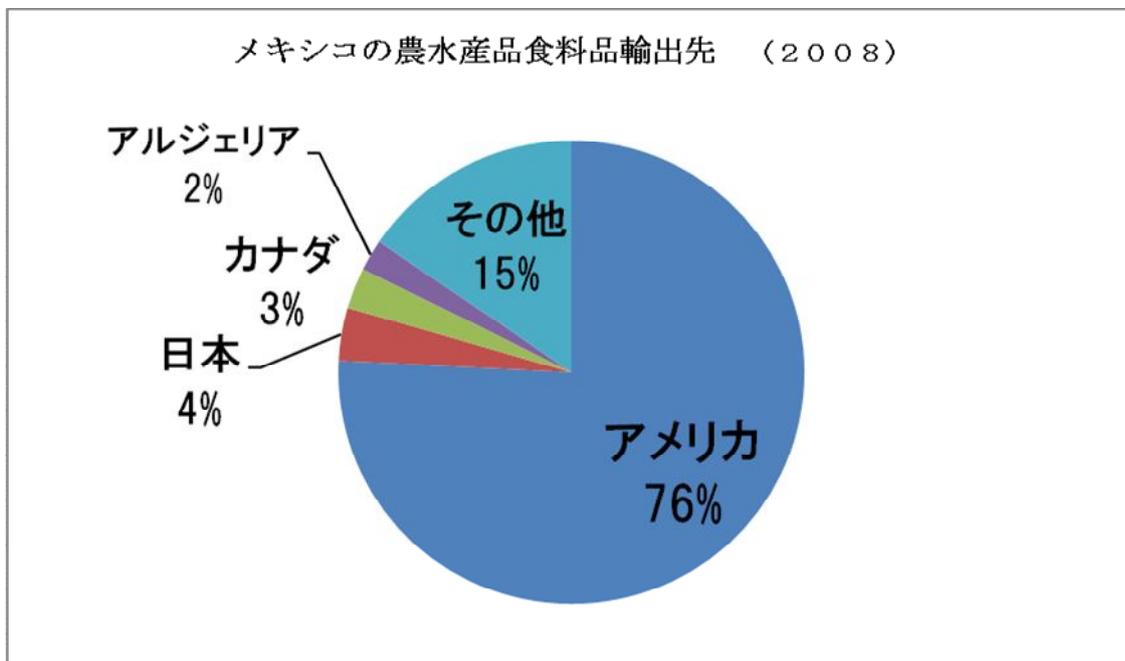
#### D) 『米通商代表部アジェンダ二〇一一年および二〇一〇年年次報告書』

「アメリカ合衆国は、米牛肉の市場アクセスの制限、**銀行・保険・郵便**の部門における郵政と民間との間にある平等性の欠如、米国の自動車に対するアクセスの制限など、長年懸案事項となってきた二国間の問題を、完全に解決するためさらなる努力を払ってきた」

#### (4) NAFTA はカナダとメキシコに何をもたらしたか



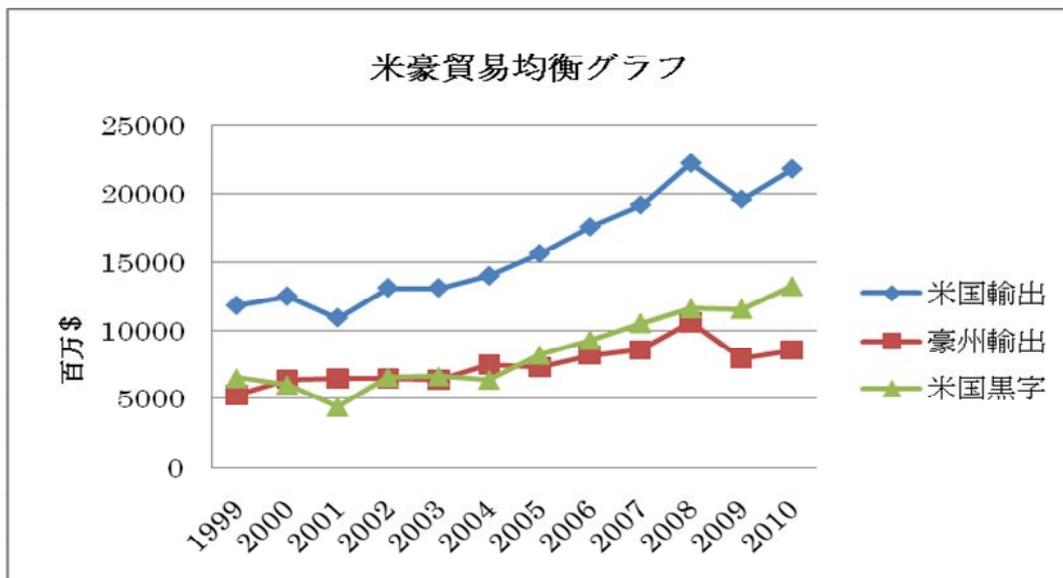
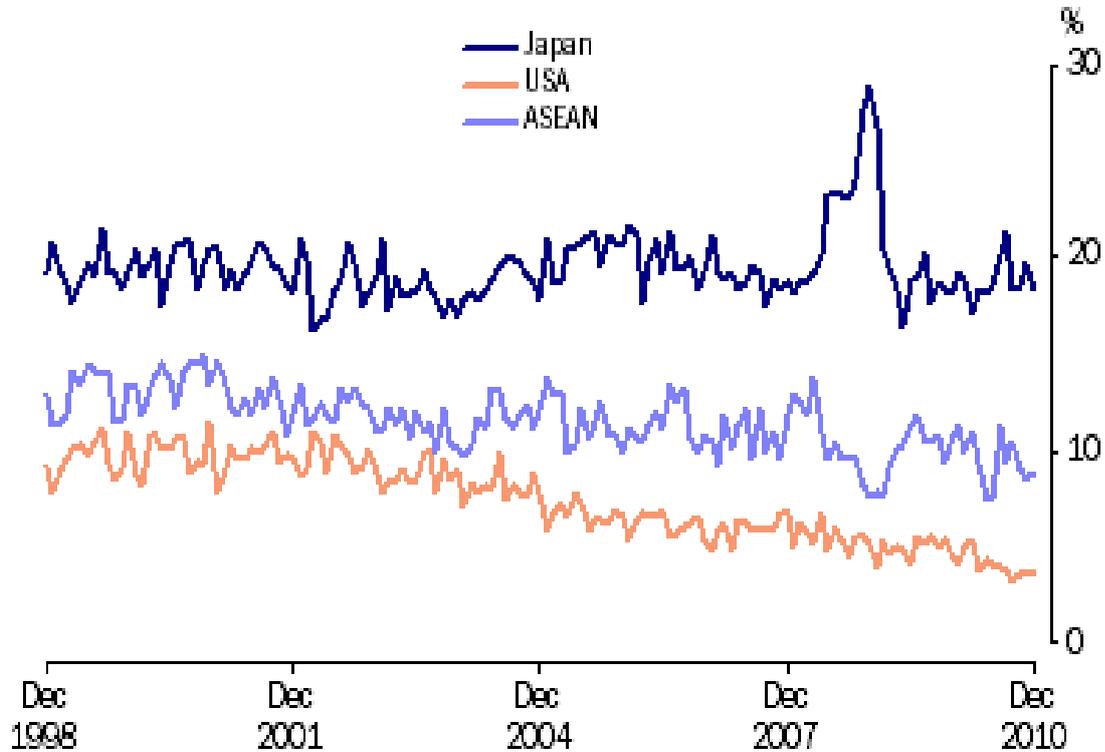
NAFTA 発効後の 94 年、対米小麦輸出量を自主規制させられる  
 また、米ビッグ 3 の自動車だけに対する関税免除→WTO に提訴される



金融・不動産の投資は 25.3%が外資。2008 年にトウモロコシ関税ゼロになり、国内消費量の 3分の 1 の量の米産トウモロコシが流入している。

## (5) 米豪 FTA はどちらにとって得だったのか

オーストラリア輸出の主要国シェア



2004年に締結し、2005年に発効した米豪FTAは、アメリカにとっては輸出を増加させる効果があったが、オーストラリアにとってはほとんど効果はなかった。対米輸出のシェアは下落。輸出業者の80%はアンケートに米豪FTAにメリットはなかったと答えている。

## (6) NAFTA域内で生じた「投資家—国家紛争」

### 「S・D・マイヤース事件」

カナダのPCB廃棄物処理をビジネスにしていたアメリカ系企業S・D・マイヤースが、カナダ政府によるPCB輸出禁止によって経営困難に陥ったことから、カナダ政府を訴えた事件だ。ICSID（投資紛争国際解決センター）の仲裁廷は、この紛争をカナダ政府が内国民待遇違反を犯していると判断した。

### 「ADM事件」

メキシコ政府が甘藷糖以外の甘味料を含む飲料を移送するサービスに二〇%の税金を課すことにしたが、同国内でコーンシロップを製造していたアメリカ系企業ALMEXが、メキシコ政府は内国民待遇に違反しているとして仲裁を求め勝訴した。

### 「UPS事件」

アメリカ企業UPSの子会社がカナダ国内で宅配事業を営んでいたが、カナダ政府による関税法改正がカナダ・ポストに有利になるとして仲裁に持ち込んだ。このケースではカナダ政府は違反とされなかったが、NAFTAの目的である自由貿易の推進に照らした場合は危うかったとの指摘があった。

---

補足)

### 日本で知られている例——「サルカ事件」

チェコ政府と野村証券のオランダ子会社との紛争で、オランダ子会社はチェコ主要銀行四社のうち一社の株を四六%取得していたが、チェコ政府はこの一社にのみ資金支援を行わなかった。そこでオランダ子会社は、国際商取引委員会に仲裁を持ち込み、同委員会は投資家の正当かつ合理的な期待に反したとして、チェコ政府に協定違反を認定している。

### これから起こりうる投資家—国家紛争

例えば、アメリカの投資会社が投資していた日本にある外資ゼネコンが、他の日本ゼネコンと比較して不利な待遇を受けたとして仲裁に持ち込む。このとき仲裁を引き受けるのはTPP加盟国で作る委員会であろうと、世銀のICSID（投資紛争国際解決センター）であろうと、基準は内国民待遇が守られたか、投資機会が公平に与えられたかにすぎない。

### 小寺彰編著『国際投資協定』（三省堂）より

「内国民規律が外国人投資家をひろく国内事業者より保護する目的をもつと捉えられれば、内国民待遇義務の意味は予想以上のインパクトをもつ。……現在までの仲裁判断をみる限りは、内国民待遇規律が国家の規制主権に及ぼすインパクトは限定的だといえるが、それが大きくなる可能性がまったくないわけではない。インパクトの大きさは、IIA（投資協定）が内国民待遇規定によって何を目ざしていると捉えるかに帰着する」小寺彰編著『国際投資協定』三省堂

(7) 米韓FTAとこれまで米国が締結したFTA

内容	韓国・米国	オーストラリア・米国	シンガポール・米国	北米 (NAFTA)
主に物品貿易の自由化に関する措置				
内国民待遇および物品の市場参入	第2章	第2章	第2章	第3章
農業	第3章	第3章	—	第7章
繊維、繊維製品	第4章	第4章	第5章	付属書
医薬品、医療機器	第5章	—	—	—
エネルギー、石油化学品	特段の措置なし	—	—	第6章
自動車	関連各章に措置規定が散在	—	—	付属書
原産地規則	第6章	第5章	第3章	第4章
通関行政	第7章	第6章	第4章	第5章
衛生・植物検疫措置	第8章	第7章	—	第7章
貿易の技術的障害	第9章	第8章	第6章	第9章
セーフガード	第10章	第9章	第7章	第8章
AD・相殺関税	第10章	—	—	第19章
主に投資またはサービスの自由化に関する措置				
投資	第11章	第11章	第15章	第11章
越境サービス取引	第12章	第10章	第8章	第12章
金融サービス	第13章	第13章	第10章	第14章
電気通信	第14章	第12章	第9章	第13章
電子商取引	第15章	第16章	第14章	—
実業家の一時的入国	特段の措置なし	—	第11章	第16章
非合致措置 (「現状維持義務あり」留保、「現状維持義務なし」留保)	付属書	付属書	付属書	付属書
基礎条件整備または関連政府施策				
競争関連事案	第16章	第14章	第12章	第15章
政府調達	第17章	第15章	第13章	第10章
知的財産権保護	第18章	第17章	第16章	第17章
労働	第19章	第18章	第17章	補完協定
環境	第20章	第19章	第18章	補完協定
透明性	第21章	第20章	第19章	第18章
組織規定、紛争解決	第22章	第21章	第20章	第20章
総則的な確認事項				
協定の目的等	前文、第1章	前文、第1章	前文、第1章	前文、第1章
一般的定義	第1章	第1章	第21章	第2章
例外	第23章	第22章	—	第21章
最終規定	第24章	第23章	第21章	第22章

(注)上表中の「—」は各協定の章・付属文書・補完協定の題目として明示的に現れていないことを示すもので、必ずしも当該事項が取り扱われていないことを意味しない。

(出所)各協定文を基に作成

『韓米FTAを読む』(JETRO)より